

[別紙1]

鳥取県障がい児者の在宅生活充実支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出（補助事業に着手する30日前まで）

※下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

※事業を変更・中止・廃止したい場合

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 実績報告書提出 (補助事業完了・廃止・中止から20日以内 又は 補助事業の実施の日が属する3月31日まで)

※下記提出先を郵送又は持参してください。

5. 補助金検査及び補助金支給

提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局 障がい福祉課 生活支援・指導担当

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

(電話)0857-26-7866 (メール)shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp